

## 令和6年度松山市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

### 1 補正予算の概要

今回の補正予算では、国の交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている世帯を速やかに支援するため、（1）①新たに住民税非課税となる世帯及び②新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に、1世帯当たり10万円の給付金を、（2）上記（1）の給付金を受けた子育て世帯に、加算として児童1人当たり5万円の給付金を、（3）定額減税しきれないと見込まれる方に、減税しきれない額を給付する。

### 2 事業内容

#### （1）令和6年度新規非課税世帯等支援給付金給付事業 14億6,156万円

（給付金 | 14億円 事務費 | 6,156万円）

- ・ 給付対象 基準日（令和6年6月3日）に松山市の住民基本台帳に記録され、  
① 新たに令和6年度住民税の非課税者のみで構成される世帯  
② 新たに令和6年度住民税が均等割のみ課税者、又は均等割課税者と非課税者のみで構成される世帯 [約14,000世帯]  
※いずれも課税者の扶養親族等のみの世帯を除く。  
※いずれも令和5年度「物価高騰住民税非課税世帯支援給付金」を受給した世帯を除く。
- ・ 給付金額 1世帯当たり10万円
- ・ 給付時期 7月上旬に対象世帯に申請書を発送し、受付・確認後、7月下旬に給付開始。

#### （2）低所得世帯こども加算給付金給付事業 1億5,540万円

（給付金 | 1億2,000万円 事務費 | 3,540万円）

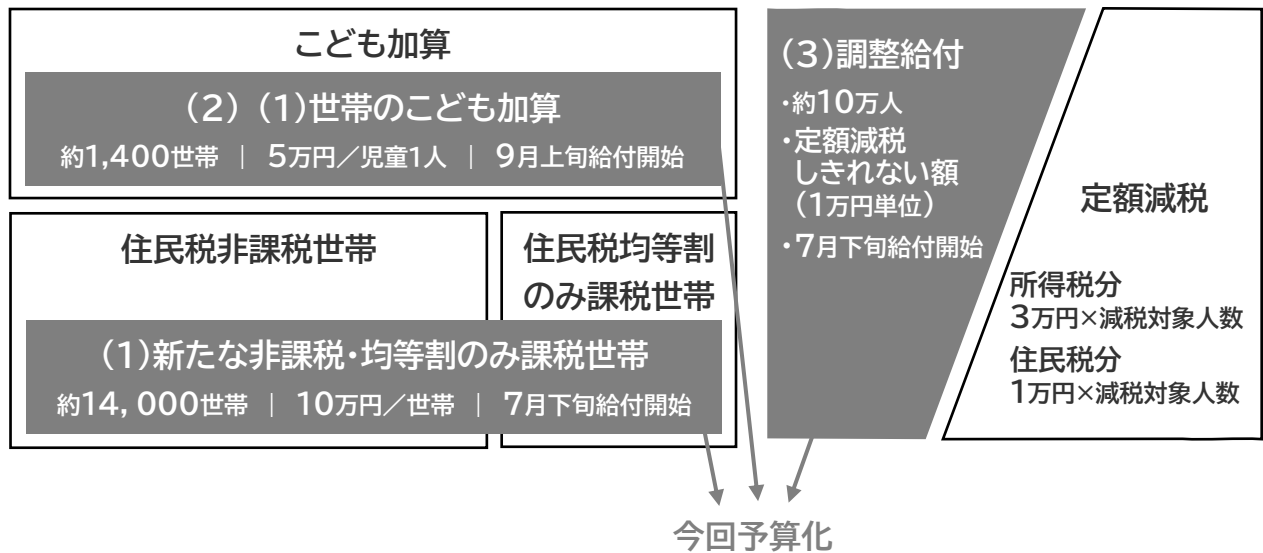
- ・ 給付対象 基準日（令和6年6月3日）に松山市の住民基本台帳に記録されている対象児童が属する世帯のうち、上記（1）の給付金を受けた世帯主 [約1,400世帯]
- ・ 対象児童 基準日において同一世帯となっている18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童 ※基準日以降に生まれた新生児も含む [児童数約2,400人]
- ・ 給付金額 児童1人当たり5万円
- ・ 手続方法 養育確認書を発送し、変更や辞退の届出がなければ振込  
※別世帯にいる児童は申請が必要
- ・ 給付時期 7月下旬に養育確認書を発送・受付開始、9月上旬に給付開始

(3) 調整給付金給付事業 43億6,918万2千円

個人市県民税賦課事業（コールセンター設置分） 2,644万円

(給付金 | 42億5,000万円 事務費 | 1億4,562万2千円)

- ・ 給付対象 定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方 [約10万人]
- ・ 給付金額 下記の(A)(B)の合算額（1万円単位で切り上げ）
  - (A) 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額
  - (B) 個人住民税所得割分減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額
- ・ 給付時期 7月上旬に対象世帯に給付金額を示した書類・確認書を発送し、受付・確認後、7月下旬に給付開始。



3 補正予算の総額

(単位：千円)

区分	補正額	累計	対前年度同期伸率
一般会計	6,012,582	225,752,495	8.20%
特別会計	—	153,539,300	5.84%
企業会計	—	51,241,100	1.30%
計	6,012,582	430,532,895	6.49%
公債管理特別会計	—	17,804,400	1.43%
合計	6,012,582	448,337,295	6.28%

\* 補正予算の財源 | 全額国庫支出金